

香川県立保健医療大学学生交流規程

平成 18 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 20 条に基づき準用する場合を含む。以下「学則」という。）第 24 条、第 25 条及び第 41 条第 3 項の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における派遣学生及び特別聴講学生の履修等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、大学間協議に基づき他の大学、短期大学又は大学院（外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする学生をいい、「特別聴講学生」とは、他の大学等の学生で、大学間協議に基づき本学の授業科目を履修しようとする学生をいう。

(他大学等との協議)

第 3 条 前条の大学間協議は、次の各号に掲げる事項について、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が行う。

- (1) 授業科目
- (2) 授業科目の担当教員
- (3) 単位の認定方法
- (4) 派遣又は受入れの期間
- (5) 授業料その他の費用の取扱い
- (6) その他必要な事項

(出願手続)

第 4 条 派遣学生に志願する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 他大学等の授業科目履修願
- (2) その他必要とする書類

2 外国の大学等の授業科目を履修する場合は、次の各号に掲げる書類を学長に願出しなければならない。

- (1) 学科長又は研究科長の推薦書
- (2) 学業成績証明書
- (3) その他必要とする書類

3 出願の時期は、大学間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第 5 条 学長は、派遣学生の願出があったときは、第 3 条に規定する協議に基づき、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、派遣を許可する。

2 学長は、前項の許可に基づき、当該他大学等に学生の受入れを依頼するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣学生の派遣期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、当該大学等との協議により、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、派遣期間の延長を認めることができる。

(在学期間の取扱い)

第7条 派遣学生としての派遣期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、速やかに学長に履修報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 派遣学生として取得した単位の認定は、他大学等の交付する学業成績証明書等により行う。

(授業料等)

第10条 派遣学生の授業料等の納付については、大学間協議の定めるところによる。

(派遣許可の取消し)

第11条 学長は、派遣学生が次の各号の1に該当するときは、当該大学等との協議の上、派遣の許可を取り消すことがある。

(1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められるとき

(2) 派遣学生として、ふさわしくない行為があると認められるとき

(特別聴講学生の取扱要件等への準用)

第12条 第5条、第6条、第10条及び第11条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第5条、第6条、第10条及び第11条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条第1項中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第11条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

(特別聴講学生の出願手続)

第13条 本学の特別聴講学生を志願する者は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を所属の他大学等の長を通じて、学長に願い出なければならない。

(1) 特別聴講学生願

(2) 履歴書

(3) 健康診断書

(4) その他本学が必要とする書類

(受入の許可等)

第14条 学長は、特別聴講学生の願い出があつたときは、第3条に規定する協議に基づき、教授会の議を経て、受入れの許可又は不許可を、当該他大学等の長を通じ、学生に通知するものとする。

(受入れの時期)

第15条 受入れの時期は、原則として学期の始めとする。

(履修取消しの申出)

第16条 特別聴講学生が、疾病その他の理由により履修を取りやめる場合は、当該他大学等の長を経て、速やかに学長へ申し出なければならない。

(履修証明書)

第17条 学長は、特別聴講学生が履修を終了したときは、履修証明書を交付するものとする。

(学生証)

第18条 特別聴講学生は、交付を受けた学生証を、常に携帯しなければならない。

(準用)

第19条 学則、大学院学則その他の本学の諸規程中學生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 香川県立保健医療大学特別聴講学生規程(平成16年4月2日)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。